

《申込方法等》
申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して総務省 地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。申込書は、電話等で総務省地デジチューナー支援実施センターからお取り寄せください。また、高島市役所情報統計課および各支所にも置いてあります。

《制度等のお問い合わせは…》
○支援制度について
総務省 地デジチューナー支援実施センター

・NHK放送受信料全額免除世帯への支援
☎0570-033840
市村民税非課税世帯への支援
☎0570-023724

○NHKの放送受信契約、放送受信料免除について
NHK ふれあいセンター
NHK放送受信料全額免除について

☎0570-000588
NHKの放送受信契約について
☎0570-077077

情報統計課

☎(25) 8557

③担当区域内における本市の施策に関する事項

▽応募資格

まちづくりに関心があり、広い視野に立って建設的などご意見、ご提案や事業実施に取り組んでいただける方で、平成23年3月31日現在で次の項目すべてに該当する方
(1)年齢満18歳以上の方
(2)各まちづくり委員会設置区域内に住所を有する方
(3)市議会議員または市職員以外の方

▽募集人数

各地域3人(委員総数は各地域10人前後)

▽委員任期

平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)

※無報酬

※まちづくり委員会の過去の取り組みは、市ホームページ「地域自治組織」をご覧ください。

▼応募方法

各審議会・委員会ごとに所定の応募用紙に必要事項をご記入の上、持参、郵送またはメールでお住まいの地域の各支所(新旭地域は新旭振興室)に提出してください。

聴覚障害者用 情報受信装置の給付

平成23年7月のテレビの地上放送のデジタル化にあたり、現在「アイ・ドラゴンI、アイ・ドラゴンII」という名称の聴覚障害者用情報受信装置をお使いの方は、リアルタイム字幕・手話機能および地上波アナログ文字放送デコーダー機能が利用できなくなります。このため、デジタル放送対応機種(アイ・ドラゴンIII)と交換しますので、前記機種をお持ちの方で、交換を希望される場合は、市役所障害福祉課または各保健センター(朽木地域は朽木支所)へご相談ください。

障害福祉課 ☎(25) 8516

福祉機器リサイクル事業

ご家庭でご不要になった車いすやシャワーチェア、介護用ベッド等の使用可能な福祉機器はありませんか。地域生活支援センター「ほろん」では、福祉機器を有効利用するため、譲りたい方から譲ってほしい方に情報提供をしています。現在、譲っていただける福祉機器を探しています。譲っていただける福祉機器がありましたらご連絡ください。特に、車いすの希望が多くあります。ご自

※要項・応募用紙は各支所(振興室)または市民活動支援課で配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。

▼応募締切 2月21日(月)

※持参の場合は土・日・祝を除きます。郵送の場合も21日必着でお願いします。

▼選考方法等

書類選考で決定します。結果は応募者全員に通知します。

市民活動支援課

☎(25) 8556

☎(27) 1121 今津支所 ☎(22) 2551 朽木支所 ☎(38) 2331 安曇川支所 ☎(32) 1131 高島支所 ☎(36) 1121 新旭振興室 ☎(25) 8100

投票立会人を募集します

高島市選挙管理委員会では、平成23年度に行われる選挙の期日前投票所および投票所の投票立会人を募集します。

応募できるのは、高島市の選挙人名簿に登録されている方です。

募集



地域審議会・まちづくり委員会公募委員募集

高島市では、住民の皆さんのご意見を市政に反映させ、市民と行政が協力して地域の魅力アップや課題解決の事業に取り組むため、旧町村の地域単位で「地域審議会」と「まちづくり委員会」を設置しています。両委員の任期満了に伴う改選にあたり、次のとおり委員を募集します。

【高島市地域審議会公募委員】

▽地域審議会の役割

- 1. 市長の諮問に応じて、合併前の各町村の区域に関する事項を審議し、市長に答申します。
(1) 新市建設計画の変更に関する事項
(2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
(3) 地域振興のための基金の活用に関する事項
(4) 新市の基本構想の作成および変更に関する事項

▼仕事の内容

投票所で投票が公正かつ適正に行われるよう立ち会う仕事

▼立会いの場所

〈期日前投票所〉

高島市役所または各支所のいずれかの期日前投票所(原則居住されている地区の期日前投票所)

〈選挙当日の投票所〉

ご自身がいつも投票している投票所

※期日前投票所および投票所には、常に投票管理者1人、投票立会人2人、事務従事者2～5人が投票事務に従事します。

▼立会いの日

〈期日前投票所〉

告示日または公示日の翌日から投票日の前日まで

〈選挙当日の投票所〉

投票日当日

▼立会いの時間

〈期日前投票所〉

8時30分～20時

〈選挙当日の投票所〉

7時～20時

▼報酬額

〈期日前投票所〉 9,500円

- び変更に関する事項
(5) その他市長が必要と認める事項
2. 必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

▽応募資格

- 平成23年3月31日現在で、次の項目すべてに該当する方
(1) 年齢満20歳以上の方
(2) 各地域審議会設置区域内に住所を有する方

▽募集人数

各地域3人(委員総数は各地域15人前後)

※お住まいの地域(各支所・振興室単位)ごとの募集です。

▽委員任期

平成23年4月1日～平成25年3月31日(2年間)

▽報酬

会議参加1回につき 5,500円

【まちづくり委員会公募委員】

▽まちづくり委員会の役割

- (1) 担当区域における各種まちづくり事業の推進
(2) 自治会や各種まちづくり団体との意見調整、活動支援

〈選挙当日の投票所〉

10,700円

※所得税が源泉徴収されます。

▼その他

希望者が多数の場合は抽選となります。立会いをお願いする日は、あらかじめ選挙管理委員会事務局からご連絡します。

▼申込方法

所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、持参、郵送、ファックスのいずれかの方法により、高島市選挙管理委員会事務局までお申し込みください。応募用紙は、選挙管理委員会事務局または各支所でお渡ししています。また、ホームページからダウンロードできます。

※ご提供いただいた個人情報

は、目的以外には一切使用しません。

▼申込期限

2月21日(月) 必着

問・申 高島市選挙管理委員会事務局

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 高島市役所行政課内

☎(25) 8000

☎(25) 8100